

2018年9月13日
三井生命保険株式会社

「平成30年北海道胆振東部地震」の被災者の方々に対する
契約者貸付・入院給付金の特別取扱いについて

このたびの「平成30年北海道胆振東部地震」で被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 吉村 俊哉）は、今回の「平成30年北海道胆振東部地震」の被災者の方々を支援するため、下記のと通りの対応を実施いたします。

記

①契約者貸付（新規貸付）の利息免除

○新規の契約者貸付について以下のとおりの対応を行います。

対象契約者	災害救助法適用地域（*）に居住し被災された個人保険および個人年金保険のご契約者。ただし、変額保険、変額年金保険は対象外。
金利	年利 0.0%
上記金利適用期間	2019年3月31日まで
受付期間	2018年11月30日まで
その他	利息免除は、書面によるお手続きとなります。マイページ、提携ATMでのお手続きは除きます。

②入院給付金の特別取扱い

<今回の災害によりケガで入院された方への対応>

○給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、病院または診療所の発行した診療明細書等をご提出いただくことで入院給付金をお支払いいたします。

○被災地等の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

<今回の災害により必要な入院治療を受けられなかった方への対応(ケガ、病気を含む)>

○被災地では、病院が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要なお客さまが、当初の予定より早い退院を余儀なくされるケースや、入院できずに自宅・避難所等で療養されるケースが想定されます。このような場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

<①②のお問い合わせ先>

三井生命お客様サービスセンター 0120-318-766

受付時間：平日9:00～19:00

(土・日・祝日・年末年始(12/31-1/3)を除く)

(*)「平成30年北海道胆振東部地震」に係る災害救助法の適用地域

以 上